

富士宮市景観計画

～富士山の庭園都市へ～

概要版



富士宮市景観計画

景観計画とは

景観計画とは、まちの美しさや個性を大切にしながら、より住みやすく魅力的な地域にするため、総合計画などの上位計画を踏まえ、環境、産業振興などの各分野と連携を図りながら、景観法に基づく必要な事項を定めるものです。

富士宮市景観計画は平成22年に施行し、地域における景観に関する意識の醸成や社会経済などの変化により、必要に応じて見直しを行い、景観の向上を目指しています。良好な景観形成を推進するため、以下の取組を行っています。

1. 景観づくりの目標を定めます

景観形成の目標実現に向けて、将来を描く景観形成の6つの方針に、今後大切となる市民協働の方針を加えて、市民、事業者、行政が共有する“7つの基本方針”を示します。

2. 建物などをつくる時のルールを定めます

方針に基づき、建築物、工作物の建築や開発行為などについて、制限を定めます。これらの行為に関しては市への届出が必要となり、それぞれの景観形成基準への適合が求められます。

3. 景観上、大切な建物などを守ります

良好な景観の形成に重要な建造物及び樹木を、景観重要建造物、景観重要樹木として指定します。指定されると、建造物や樹木の現状変更に関して許可が必要になります。

4. 市が取組む景観づくりのプロジェクトを定めます

計画の方針を実現するための具体的な方策として、市民や企業との協働や関係機関との連携を図りながら、本市の市民に親しまれる景観づくりのために重点的に取り組んでいきます。

5. 景観づくりを進めるための体制をつくります

良好な景観を形成していくために、市民が積極的にかかわっていく仕組みを整えていくとともに、行政の組織を整備し、事業者等の意識啓発の取り組みを継続的にを行います。

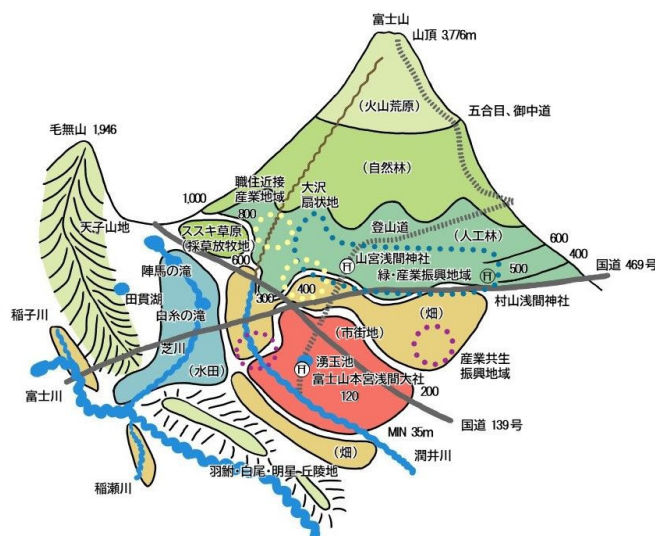
景観形成の目標 ～富士山の庭園都市へ～

富士宮市では、富士山の豊かな自然の恵みを生かし、歴史や文化を育んできました。富士山の優れた景観を継承し、天子山地や富士川などの市民が親しむ地域の景観を、暮らしとともに保全し活用することが重要です。

こうした自然環境と調和した美しいまち並みや手入れの行き届いた田畑が広がる暮らしの景観を構成し、庭園都市を創造していきます。「富士山の庭園都市へ」を景観形成の目標とし、6つの将来像の実現のため、今後大切となる市民協働の方針を加えた7つの基本方針を定めます。

〈7つの基本方針〉

- ① ふるさとの原風景たる自然環境を大切にするまち
- ② 生業として育まれた農村景観を継承・充実するまち
- ③ 富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出するまち
- ④ 場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち
- ⑤ 富士山などに因む深い歴史を感じるまち
- ⑥ 多くの人に感動を与える富士山眺望があるまち
- ⑦ みんなで取り組む協働の景観づくり



◀ 市のホームページから景観計画が確認できます。

地域ごとの景観形成の方針

富士宮市は全市域に良好な景観が形成されています。これらを守り育て、引き継いでいくため、景観計画区域を市域全域に定め、市内における富士山や天子山地等の景観保全のために「富士山等景観保全地域」と「富士山等眺望保全地域」を定めます。

また、広大な市域を構成する、異なる景観的特性を持つ5つのゾーンに景観形成基本方針を示します。

富士山等景観保全地域

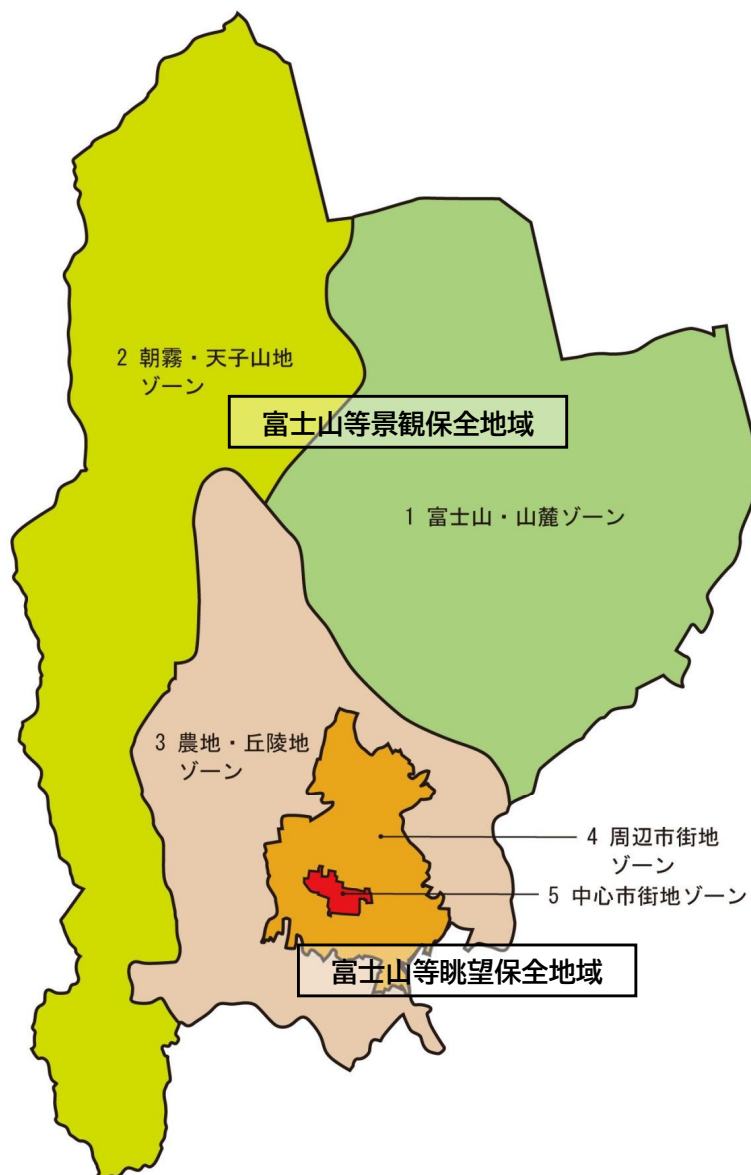
富士山等景観保全地域は、「富士山・山麓ゾーン」、「朝霧・天子山地ゾーン」で構成されます。






この地域における1,000m²以上の開発行為や土地の形質の変更を行う際には、景観法に基づく市への届出が必要となります。

富士山等眺望保全地域

富士山等眺望保全地域は「農地・丘陵地ゾーン」、「周辺市街地ゾーン」、「中心市街地ゾーン」で構成されます。

この地域における3,000m²以上の開発行為や土地の形質の変更を行う際には、景観法に基づく市への届出が必要となります。



区域	凡例	ゾーン	各ゾーンの方針
富士山等景観保全地域		富士山・山麓ゾーン	富士山麓の自然植生、自然林や人工林からなる雄大な景観、富士山信仰に関わる歴史的な景観を守っていきます。
		朝霧・天子山地ゾーン	緑豊かな富士山や天子山地を背景とした朝霧高原や田貫湖の広がりのある景観を守るとともに、市民や観光客が自然や食を楽しんでいる景観をつくっていきます。
富士山等眺望保全地域		農地・丘陵地ゾーン	丘陵地や遊水池などの良好な景観や、人々と自然が共生する中で生み出されてきた田畑や集落などの景観を守り、育てていきます。
		周辺市街地ゾーン	住、工、商の調和のとれた景観と、水と緑豊かな市街地の景観をつくっていきます。
		中心市街地ゾーン	富士山本宮浅間大社をはじめとする歴史資源や湧水、神田川、水路といった水を生かした魅力あるまちなかに、多くの人が集い賑わう景観をつくっていきます。

景観重点地区の設定

市域全域の景観計画区域の中で、地域の特性や資源を生かし、特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所として重点地区を設定し、地区レベルの景観計画区域として景観形成の目標、方針や景観形成基準(行為の制限)等を定めます。

地区名	景観形成の目標
中央・駅前地区	中央地区については、本市の中心となる交差点を含んだエリアとして「富士門前」の通りづくり、駅前地区については、富士宮駅から門前通りのスタート部分として「富士山と水と緑」のまちづくり
神田地区	これまでに育まれてきた景観を継承しつつ、新たな社会情勢に対応した富士山本宮浅間大社の近代的門前町として優れた賑わいのある景観を、地元住民、商店街の協力のもと形成していくこと。
浅間大社周辺地区	湧水や水路などの既存資源を生かしつつ、市街地の景観を更に高めていくため、浅間大社の神聖な雰囲気と調和し、富士山への良好な眺望を確保したまち並み景観形成
朝霧高原地区	雄大な富士山や天子山地を背景とした朝霧高原の広がりのある景観を地元住民、来訪者と協力して形成していくこと。

景観重要建造物の指定

本市の良好な景観の形成に重要な建造物及び樹木を、景観重要建造物、景観重要樹木として指定する際の方針を定めます。

<景観重要建造物の指定基準>

建造物等の外観が景観上の特徴を有し、かつ、道路その他の公共の場から誰もが見ることができるもので以下の各項に該当するもの。

- ・ 建造物の外観が地域の自然や歴史、文化などの特徴を表しているもの
- ・ 優れたデザインを有し、地域のシンボルとなっている建造物
- ・ 地域のランドマークやアイストップになっている建造物



富士高砂酒造(店舗兼事務所)



富士高砂酒造(蔵)



牧野酒造(全景)



牧野酒造(土蔵)



井之頭区民館



井出家高麗門及び長屋



富士山環境交流プラザ

<景観重要樹木の指定基準>

樹姿(樹高や樹形)が景観上の特徴を有し、かつ、道路その他の公共の場から誰もが見ることができるもので、以下の各項に該当するもの。

- ・ 樹高があり樹幹が太いなど樹姿が、地域のシンボリックな存在であること。
- ・ 樹木の姿が地域の自然、歴史、文化などの特徴を現しているもの
- ・ 地域のランドマークやアイストップになっている樹木

富士山眺望点の設定

富士山の眺望を将来にわたり保全し、郷土愛の醸成や来訪者へのアピールを目的として指定基準を定めて富士山眺望点を指定しています。

<眺望点指定基準>

必須要件

- ・ 公共な場所での良好な景観である
- ・ アクセス性(近くに駐車場があるなど)
- ・ 敷地内で安全に眺望できる

追加要件(2つ以上満たすこと)

- ・ 歴史、文化の象徴である
- ・ 休憩場所がある
- ・ 広く認知されている



道の駅朝霧高原



朝霧さわやかパーキング



朝霧自然公園



田貫湖



富士宮口五合目



西臼塚駐車場



富士山さくらの園



天母山自然公園



大石寺



潤井川河川敷緑地



城山公園



富士宮市役所



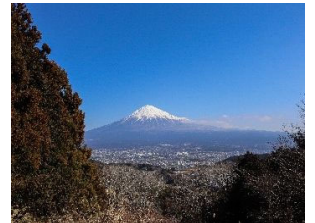
白尾山公園



明星山公園



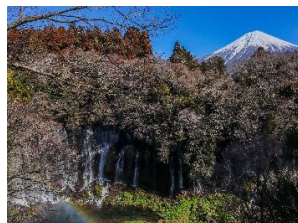
興徳寺



羽射山展望台



白鳥山



白糸ノ滝



富士山本宮浅間大社



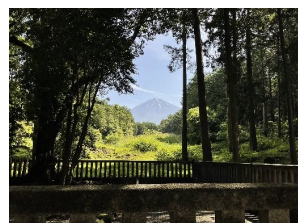
白糸自然公園



富士山世界遺産センター



狩宿の下馬ザクラ



山宮浅間神社

景観形成の重点方策

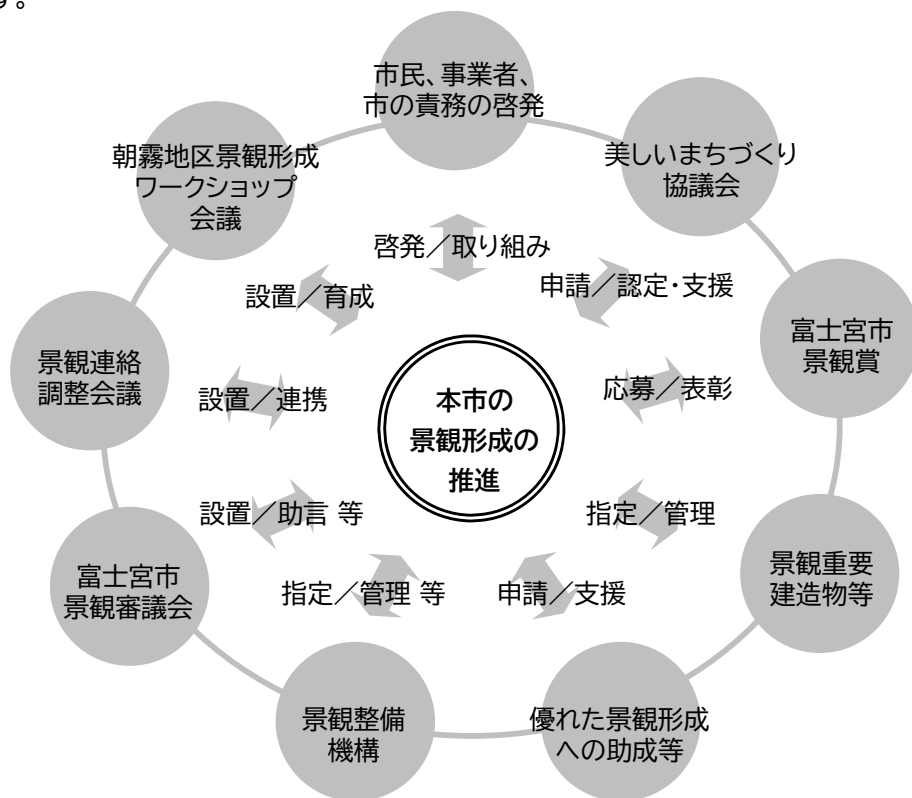
富士宮市景観計画の方針を実現するための具体的な方策として、市民や企業との協働や関係機関との連携を図りながら、富士山を擁する本市の市民に親しまれる景観づくりのためにプロジェクトとして重点的に取り組んでいきます。

〈重点方策のプロジェクトリスト〉

No.	名称	写真	概要
1	白糸ノ滝・ 周辺地区整備 プロジェクト		<p>白糸ノ滝は天下の名瀑であり、周辺の自然や歴史的な資源と共に観光の代表的なポイントとなっています。その価値を次世代に継承するため、適切な保存管理の整備が進められており、今後も名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」として望ましい風致景観の形成及び維持を図ります。</p> <p>また、周辺拠点の歴史文化資源の活用と回遊性の向上を促進し、調和の取れた美しく心地よい景観の形成を図ります。</p>
2	中心市街地整備 プロジェクト		<p>富士宮駅前から富士山本宮浅間大社にかけて、景観とユニバーサルデザインに配慮した整備を進めています。世界遺産富士山にふさわしい美しく品格のあるまち並み景観の形成を図ります。</p>
3	朝霧地区景観形 成ワークショップ 会議プロジェ クト		<p>朝霧地区は自然と酪農等の豊かな景観が広がる地域です。行政や事業者、地元住民からなるワークショップ会議の構成員が協働して、良好な景観形成を通じた朝霧地区のイメージアップや、地域の活性化・観光振興などに寄与するさまざまな検討や活動を進めます。</p>
4	フジイチ プロジェクト (ぐるり・富士山 風景街道)		<p>静岡・山梨両県共通の地域資源である富士山の周囲を巡るルートにおいて、サイクリングを活用した地域の魅力づくりを通して、優れた景観の創出や啓発を進めます。</p>
5	富士山眺望点整 備プロジェクト		<p>富士山を眺めることのできる優れた眺望場所を眺望点として指定し、眺望を確保するために必要な景観の誘導(工作物の高さや色彩等)を行います。また、眺望場所の修景整備及び啓発などを進めます。</p>
6	景観学習 プロジェクト		<p>市民の景観に対する意識醸成、郷土愛の育成を目的に、景観に関する学習プログラムの制作など、啓発方法を検討、実施します。</p> <p>景観ルール of 広報を含め、景観づくりの啓発を図ります。</p>

届出フロー・景観形成基準

良好な景観形成を進めていくために、景観計画、景観条例を運用し、市民、事業者、行政の協働による以下のような仕組みを構築します。



届出フロー・景観形成基準

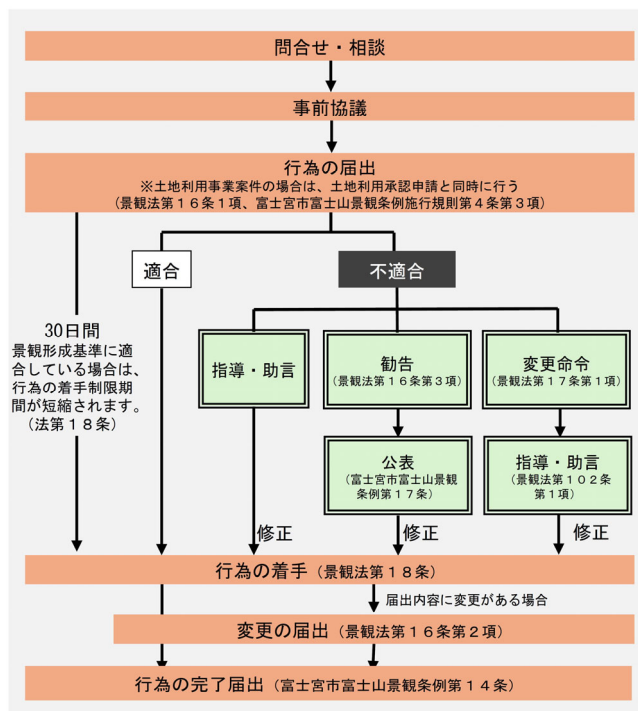
〈届出フロー〉

届出を行う際には、着手の30日前までに行為の届出が必要です。事業計画段階より、右記フローに従って問合せ・相談、事前協議の実施をお願いいたします。

〈景観形成基準〉

景観形成基準とは、まちの景観を美しく保つために定められたルールです。建物の高さや色、形、看板の大きさ、緑の配置などに関する基準があり、建築物や工作物をつくる際には、ルールに沿った計画が求められます。住民や事業者が景観まちづくりに協力するための指針となっています。

届出対象行為と景観形成基準については、景観計画をご確認ください。



発行 富士宮市

発行年月 令和8年4月

編集 富士宮市都市整備部都市計画課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL:0544-22-1408

E-mail:toshi@city.fujinomiya.lg.jp

FUJINOMIYA

